

# 介護保険 福祉用具購入費の支給について

## 対象

- ・要介護・要支援認定を受けた被保険者の方が購入した福祉用具であること。
- ・被保険者の居宅において、自立した日常生活を送るために利用する福祉用具の購入であること（裏面に掲げるもの）。
- ・都道府県から指定を受けた特定福祉用具販売事業者（以下「販売事業者」という。）から購入していること。

## 支給方法

被保険者が、購入費用を一旦全額支払った後に、保険給付分（本人負担分1割、2割又は3割分を差し引いた額）を受け取る方法（償還払い）を原則としています。なお、新宿区では受領委任払いによる方法も利用できます。

※給付制限（給付額の減額）を受けている方は、本人負担分が3割又は4割になります。

なお、福祉用具購入費に対する貸付制度がありますのでご相談ください。

## 手続き

### (1) 事前相談

居宅介護(介護予防)支援事業者と契約している方は、担当のケアマネージャー等に相談してください。契約をしていない方は、お近くの高齢者総合相談センターや販売事業者に相談します。

### (2) 購入

販売事業者の福祉用具専門相談員は福祉用具サービス計画（以下「計画」という。）等を作成し、適切な福祉用具を選定します。被保険者は、計画等について説明を受け同意したうえで購入し、費用全額を販売事業者に支払います。※受領委任払いを利用する場合は、自己負担分のみ事業者に支払います。

### (3) 支給申請

下記の書類を介護保険課給付係へ提出し、福祉用具購入費の支給申請を行います。（販売事業者が申請代行することがほとんどです。）

#### <提出書類>

- ・居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書

※申請書の振込先金融機関の欄には、被保険者名義の口座を記入してください。

なお、振込先が被保険者名義の口座以外を指定する場合は、委任状が必要となります。

- ・福祉用具サービス計画書
- ・被保険者あての領収書（品名・メーカー・型式等を記載してあるもの。金額により収入印紙が必要になります。）  
※区で確認後、返却することもできます。返却希望の場合は原本と写しをご持参ください。
- ・購入した福祉用具のパフレット等の写し
- ・オーダーによる「すのこ」等の場合は、規格のわかる見積書、すのこ設置前後の撮影日付の入った写真（高さ調整のために「すのこ」を購入した場合は、設置前後でメジャーを当てて改善したことがわかる写真を提出してください。）
- ・受領委任払申出書兼同意書（受領委任払いを利用する場合のみ）

#### (4) 審査・支払い

区が、申請内容を審査し、支給・不支給の決定後、申請書に記入された口座に支給決定額（保険給付分）の振り込みを行います。※受領委任払いを利用する場合は、事業者に保険給付分を振り込みます。

#### 支給限度基準額

支給額の上限は、年度内(4月1日から3月31日)で10万円を限度とします(購入日を基準とする)。原則として、以前購入したものと同一種目の用具購入費の支給はできません。ただし、同一種目でも用途又は機能が異なる場合、破損した場合、介護の程度が著しく変化した場合等には、例外がありますので事前に区に相談をしてください。

#### 対象となる福祉用具の種類

##### (1) 腰掛便座

- ① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの(腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。)
- ② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- ③ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- ④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る。)

##### (2) 自動排せつ処理装置の交換可能部品

自動排せつ処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。

専用パッド、洗浄液等排せつの都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除く。

##### (3) 排せつ予測支援機器

利用者が常時装着したうえで、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除く。

##### (4) 入浴補助用具

- ① 入浴用いす
- ② 浴槽用手すり
- ③ 浴槽内いす
- ④ 入浴台
- ⑤ 浴室内すのこ
- ⑥ 浴槽内すのこ
- ⑦ 入浴用介助ベルト

##### (5) 簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。

「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。

##### (6) 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

【問合せ先】 新宿区 福祉部 介護保険課 給付係

電話 03-5273-4176(直通) FAX 03-3209-6010